

# 第13章 水産庁

## 第1節 東日本大震災からの復旧・復興

### 1 水産業への被害の状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋岸を中心に非常に多くの生命・財産を奪い、水産業においても甚大な被害を与えた。

今回の地震・津波による水産関係施設の被害額は、総額で約1兆2,600億円となっており、このほかに、民間企業が所有する水産加工施設、製氷施設、冷凍冷蔵施設などについても約1,600億円の被害が発生した。

表1 水産関係被害（全国）

主な被害	被害数	被害額
漁船	28,612隻	1,822億円
漁港施設	319漁港	8,230億円
養殖関係		1,335億円
（養殖施設）		(738億円)
（養植物）		(597億円)
共同利用施設	1,725施設	1,249億円
被害額合計：1兆2,637億円		

水産関係の施設別被害額では、漁港施設の被害額が最も多く、約8,200億円（被害額全体の65%）となっており、その他、漁船の約1,800億円（同14%）、養殖施設及び養植物の約1,300億円（同11%）、共同利用施設約1,200億円（同10%）となっている。

都道府県別の水産関係被害額では、宮城県の被害額が最も多く、約6,700億円となっており、以降、岩手県の約4,000億円、福島県の800億円となっており、上位3県で全国の水産関係被害額の9割以上を占めている。

表2 水産関係被害（岩手・宮城・福島）

主な被害	被害数	被害額
漁船	26,173隻	1,559億円
漁港施設	260漁港	7,718億円
養殖関係		1,090億円
（養殖施設）		(621億円)
（養植物）		(469億円)

共同利用施設 1,308施設 1,110億円  
被害額合計：1兆1,477億円

また、多くの漁船が津波により、陸上へ乗り上げ、沖合への流出、浸水による沈没などの被害を受けた。発災時に操業中であったため沖合に避難できた漁船についても、陸上施設に保管していた漁具を流出するなどの被害を受けた。

被害を受けた漁船は全国で約2万9,000隻に及び、アワビ・ウニや刺し網等の磯漁が盛んな岩手県や宮城县では小型漁船が多いこともあり、被災漁船数はこれら両県で約2万5,000隻と全国の漁船被害隻数の約9割を占めている。また、福島県の漁船被害も大きく、約900隻が被災した。

表3 漁船の被害

主な被害	被害数	被害額
北海道	793	8,723
青森県	620	11,378
岩手県	13,271	33,827
宮城県	12,029	116,048
福島県	873	6,022
茨城県	488	4,363
千葉県	405	851
東京都	3	-
新潟県	5	0
富山県	8	839
石川県	1	-
静岡県	14	5
愛知県	8	6
三重県	26	22
和歌山県	6	2
鳥取県	2	10
徳島県	10	5
高知県	25	14
大分県	2	65
宮崎県	20	29
鹿児島県	3	5

注：富山県、石川県の漁船は被災地で係留・上架中に被災

## 2 水産業の復旧・復興に向けた取組

水産庁は、平成23年6月28日、復興構想会議の提言を踏まえ、水産の復興について、国や地方が講じる個々の具体的施策の指針となるよう、その全体的な方向性を示した「水産復興マスターplan」を策定した。

このマスターplanでは、水産復興に当たっての基本理念を示すとともに、漁港、漁場、漁船、養殖、水産加工・流通等、水産を構成する各分野の総合的・一体的な復興を推進するといった復興の基本的な方針を示している。

震災からの復興・復旧に向けて、震災直後から始まった各地の水産関係者の絶え間ない努力と実務の積み重ね、全国各地の様々な方々の多大なる支援によって成し遂げられた各種水産関連施設等の復旧・復興の状況は表のとおりである。

表4 水産の復旧・復興状況

項目	進捗状況
岩手・宮城・福島県の主要な魚市場の水揚げ	被災前と比較して、水揚量が70%、水揚金額が90%まで回復（平成28年2月～平成29年1月）
陸揚げ岸壁の機能回復	平成29年3月末現在、被災した319漁港のうち、99%にあたる318漁港において陸揚げが可能（部分的に可能な場合を含む）
約2万9千隻の漁船が被災	平成29年3月現在、18,486隻が復旧
产地市場の業務再開	平成29年3月現在、岩手県及び宮城県の产地市場は、22施設すべてが再開
漁場のがれき撤去	定置網漁の99%、養殖漁場の99%でがれき撤去完了

水揚げにおいて、岩手県や宮城県では、震災以前の水準にはまだ届かないものの、漁船や定置網などの生産手段の復旧に伴い、一步ずつ回復を見せていく。一方、原発事故の影響により操業自粛が続く福島県の水揚げは、回復が大きく遅れている。

漁港については、ほぼ全ての漁港において、部分的なものも含め、陸揚げ可能になっている。今後は、被災した全ての漁港施設の復旧完了を目指す。

漁船については、小型の漁船を中心に復旧が進んでおり、平成25年度末までに1万2,000隻の復旧という当初の目標を既に前倒しで達成し、今後は福島第1原発の影響により復旧が遅れている福島県について、漁船の復旧を着実に推進していく。

養殖業については、漁家経営の早急な復旧を図るために、単年で収入を得ることのできるワカメを中心に復

旧が進んだ。現在は出荷まで複数年を必要とするホタテやカキなどの復旧が進められている。

产地市場については、被災した岩手県及び、宮城県の全ての市場が復旧した。また、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における水産加工施設については、約9割以上の施設が業務を再開しており、今後、復興交付金、復興水産加工業等販路回復促進事業などの各種事業による施設復旧、販路回復等への支援などにより復旧・復興をさらに進める。

## 3 原発事故による被害への対応

震災に伴い東京電力福島第一原発で発生した事故で大気中や海水中に拡散した放射性物質による水産物への影響は低下してきている。しかしながら、依然として水産業への深刻な影響が続いている。

水産庁では、食品衛生法で定められた放射性セシウムの基準値である100Bq/kgを超える水産物が市場に流通することのないよう、各地の主な港に水揚げされる水産物の放射性セシウム濃度を継続的に測定するモニタリング調査（以下「放射性物質モニタリング調査」という。）を実施しており、調査結果に応じ、漁業者の自動的な判断による出荷・操業の自粛、関係都道府県から漁業者や流通業者に対する出荷・操業の自粛要請、もしくは、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）による出荷制限の指示が行われている。

水産物の放射性物質モニタリング調査では、平成29年3月末までの間に106,725検体の水産物（淡水魚を含む）の調査が行われ、そのうち103,729検体（97.2%）が基準値以下となっている。平成27年度以降は、国の基準値（100Bq/kg）を超える水産物は海面では検出されなかった。なお基準値を超える検体の検出率は、事故からの時間の経過に伴い低下している。こうした水産物の放射性物質モニタリング調査の結果は、水産庁のホームページ等において随時公表されている。

国、関係都道府県、関係団体の連携による基準値を超える放射性物質を含む水産物の市場への流通を防止する措置により、消費者の手元に届けられる水産物の安全性は確保されているが、我が国で生産された水産物を消費者が一層安心して購入することができるよう、また、無用な風評被害の防止を図るため、水産物の放射性物質モニタリング調査を引き続き実施するとともに、その結果を消費者に向けて分かりやすい形で広報していく。

海外においては一部の国や地域において、日本から輸出される農林水産物・食品に対して規制を強化する

動きがみられ、品目や産地によっては特定の国や地域への輸出が停止したものもある。これを受け、国では、各國政府等に対し、放射性物質に係る調査結果や安全確保のために我が国が採っている措置等を説明し、科学的な根拠に基づく輸入規制の撤廃・緩和について働きかけを行った結果、これまでに輸入規制の撤廃・緩和の動きがみられる。

また福島県漁業協同組合連合会は、福島県水産業の復興と漁業の再開を目指し、漁業関係者、水産加工・流通関係者、金融関係、学識経験者、福島県庁等で構成される「福島県地域漁業復興協議会」を立ち上げ、福島県水産物への信頼確保及び操業の再開に取り組んでいる。福島県の沿岸漁業と底びき網漁業は、震災後、操業を自粛しているが、放射性物質モニタリング調査において、放射性物質の値の低い種を対象として、平成24年6月、相馬双葉地区の底びき網漁船により試験操業・販売が開始され、平成25年10月には、いわき地区においても試験操業・販売が開始された。その後、試験操業・販売は、徐々に漁業種類・対象種・海域が拡大され、平成29年3月末には底びき網、沖合たこかご、船びき網、刺網、流し網、沿岸かご、潜水、貝桁網、はもかご漁業、どう漁業、釣り漁業、はえ縄及びあさり養殖の13漁業種、すべての魚介類（出荷制限魚種を除く）を対象に行われている。また、一部漁獲物について入札による出荷が再開されている。漁獲された水産物は安全性を確認した上で、福島県内ののみならず、仙台、東京、名古屋等の中央市場にも出荷されている。

## 第2節 資源管理の推進

### 1 我が国周辺漁業資源調査等

我が国周辺水域における水産資源について適切な管理と持続的利用の科学的基礎となる資源評価を実施するため、TAC対象魚種や資源管理指針の対象魚種等主要な水産資源50魚種84系群について、国立研究開発法人水産研究・教育機構を中心に産学官の連携を図りながら資源調査を実施するとともに、資源の水準・動向やTAC設定の基礎となる生物学的許容漁獲量（ABC）等の資源評価結果について公表を行った。

### 2 我が国周辺水域の水産資源の管理

#### (1) 資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理体制の推進

我が国周辺水域の水産資源の状況は、近年、全体と

しておおむね安定的に推移しているものの、低位にとどまっている資源や、悪化している資源もみられる。

このような中、平成23年度から、国及び都道府県ごとに「資源管理指針」を作成し、同指針に沿って漁業者団体が「資源管理計画」を作成・実施する新たな資源管理体制を導入した。

この新たな体制は、公的規制やこれまでの支援事業の下で策定・実施してきた各種計画、各地で独自に取り組まれてきた様々な自主的資源管理措置を包括するものであり、沿岸から沖合・遠洋まで、全国の漁業を対象としている。国では、行政、研究機関、漁業者が一体となった資源管理を全国的に推進していくこととしており、平成28年3月末現在、全国で1,868件の資源管理計画が策定され、幅広い漁業種類において、漁業実態に応じた各種の管理措置が実施されている。

また、資源状況に応じた柔軟かつ機動的な資源管理が各地で実施されるよう、関係者が科学的知見に基づいた有効な資源管理措置を検討し、取組内容の見直しを行う仕組みの構築を推進している。

#### (2) 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度の的確な推進

平成8年の「国連海洋法条約」締結に際して、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」（平成8年法律第77号。以下「法律」という。）を制定し、平成9年から6魚種（さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、ずわいがに）を対象に、法律に基づく漁獲可能量（以下「TAC」という。）管理を開始した。平成10年からはするめいか、平成30年からはくろまぐろが新たに加わり、現在8魚種を対象にTAC管理を行っている。

また、平成13年に法律を一部改正し、漁獲努力可能量（以下「TAE」という。）制度を創設し、対象魚種として平成14年にあかがれい、さめがれい、さわら、とらふぐ、やなぎむしがれいの5魚種を指定し、平成15年度にはまがれい、平成16年にはいかなご、やりいか、平成17年にはまこがれいを追加し、現在9魚種を対象にTAE管理を行っている。

TAC及びTAE管理に当たっては、法律に基づき「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」を策定している。この基本計画は、資源の保存及び管理に関する基本方針、資源ごとの動向、TAC、TAEに関する事項を規定しており、資源ごとの動向、漁業の経営その他の事情を勘案して検討を加え、必要に応じた変更を行っている。

なお、この基本計画に基づき、平成29年以降5年間程度の期間は、TAC魚種ごとの中期的管理方針に沿ったTAC設定により、管理を行うこととしている。

また、設定されたTAC及びTAEについては、ネットワークシステム等による適切な管理を行っている。

### 3 持続的養殖生産の推進

我が国の養殖業は、戦後順調に成長を続け、現在では沿岸漁業の重要な位置を占めるようになった。

その一方で、これまでの成長の過程をみると、養殖業の発展に伴い生産量の増大を目的とした過密養殖や過剰な餌料投与が各地で見受けられたこともあり、国内の多くの養殖漁場において環境が悪化する傾向にあった。このような養殖漁場環境の悪化は、養殖水産動植物の伝染性疾患の発生及びまん延の原因にもつながり、最終的にはその漁場における養殖自体を不可能にしかねないものであった。

また、生産コスト削減の観点から、養殖用の種苗を海外に依存する傾向があり、海外から養殖水産動植物の伝染性疾患が侵入する危険性も高まっていた。

このような状況に対処するため、平成11年5月、養殖漁場の改善を促進するとともに、特定の養殖水産動植物の伝染性疾患のまん延を防止することを定めた「持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）」を制定した。

この法律に基づく漁場改善計画については、平成28年1月末現在で28道府県で、362の計画が作成され知事等の認定を受けており、養殖漁場の環境は改善されつつある。なお、全国の養殖生産量のうち、これらの計画を策定した漁場における生産量は91.4%を占めている。

### 4 潮河性さけ・ます人工ふ化放流事業

さけ・ます類は、食料の安定供給、北日本における漁業の振興を図る観点から、その資源の持続的利用の重要性は高く、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）において、「農林水産大臣は、毎年度、潮河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画を定めなければならない。」とされている。

国際的には、「北太平洋における潮河性魚類の系群の保存のための条約」において母川国が第一義的な利益と責任を有するとともに、適正な資源管理義務が課せられている。また、「生物多様性国家戦略2012－2020」

（平成24年9月28日閣議決定）において、さけ・ます増殖事業の推進に当たっては、「北太平洋の生態系との調和を図り、生物として持つ種の特性と多様性を維持することに配慮する。」とされている。

このように、さけ・ます資源の持続的利用を図るとともに、その適正な資源管理を推進することが重要となっている。

平成28年度は、回帰効果を高めるための放流手法改良の取組に対する支援を行うとともに、稚魚放流の地域や時期等の違いによる生き残り状況等を調査し、回帰率の向上を図るために調査を行った。

また、地域の協議会が策定した計画に基づいた地先資源の増大等の取組と、そのために必要となる施設の整備や、地域で策定した計画に基づいた、競争力強化のために必要な施設の整備に対して支援を行った。

さらに、東日本大震災からの復興のために、被災したさけ・ます種苗生産施設の復旧整備や放流事業に対して支援を行った。

**表5 平成28年度機構が実施すべき人工ふ化放流計画**  
(農林水産大臣が水産政策審議会の答申を受け  
て定めた計画)

魚種	放流数(千尾)
さけ	129,000
からふとます	7,200
さくらます	2,700
べにざけ	150

**表6 平成28年度北海道、本州における人工ふ化放流計画**

魚種	地域	放流数(千尾)
さけ	北海道	909,100
	本州	726,334
からふとます	北海道	131,200
	本州	1,083
さくらます	北海道	6,300

**表7 平成28年度さけ・ます人工ふ化放流関連予算**  
(単位:千円)

さけ・ます資源回復推進事業	295,688
強い水産業づくり交付金	4,100,000の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
水産業競争力強化緊急施設整備事業	6,100,000の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
水産業共同利用施設復旧整備事業費	3,584,782の内数
うち、さけ・ます種苗生産施設の整備	
被災海域における種苗放流支援事業費	1,071,639の内数

## 5 内水面漁業振興対策事業

内水面漁業・養殖業は、淡水性食用魚介類や観賞用水産物の供給、種苗放流等を通じた水産資源の維持増大、釣り等レクリエーションの場の提供、中山間地域等における就業機会の創出、漁業活動を通じた内水面の環境保全等の多面的機能を發揮し、豊かな国民生活の形成に大きく寄与しており、その役割は一層重要なものとなっている。

他方、内水面漁業・養殖業を取り巻く環境は、河川等内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等外来魚の生息域の拡大やカワウの生息域の拡大と食害問題などの生態系の変化など厳しい状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面における生物生息環境の保全、水産動植物の増養殖の推進、地域の活性化等を図るため、平成26年度に策定した内水面漁業の振興に関する法律に基づく基本方針に従い、各種の対策を講じているところである。

平成28年度においては、広域的に連携して行われるカワウの生息状況調査や追い払い・捕獲、外来魚駆除に対する支援、漁業者が取り組む生育環境改善の活動や内水面生態系の復元・保全に関する幅広い理解と協力を促進するための実践的な取組に対する支援を行った。

さらに、効率的・効果的な外来魚の駆除を推進するための抑制管理手法の開発、河川及び海域におけるウナギの分布等の調査、ウナギ種苗の大量生産の実用化を加速させるシステムの実証試験、内水面魚種の生息環境を改善する手法の検討、放流種苗が放流後も再生産に寄与するための放流用種苗の育成手法開発、効果的な放流手法の開発を行った。

また、国内のウナギ資源管理団体が実施する東アジア各国・地域との民間協議や、内水面漁業者が実施するウナギ生息環境改善につながる石倉増殖礁の設置に対する支援を行った。

また、地域の協議会が策定した計画に基づいた地先資源の増大等の取組と、そのために必要となる施設の整備に対して支援を行った。

さらに、都道府県が行うウナギ資源の回復に向けたウナギ養殖業者の指導や内水面資源の調査等の取組に対して支援を行った。

表8 平成28年度内水面関連予算

(単位：千円)

健全な内水面生態系復元等推進事業費	246,400
鰐供給安定化事業費	147,042
ウナギ種苗の大量生産システムの実証事業	309,829
強い水産業づくり交付金	4,100,000の内数 うち、 产地水産業強化支援事業 内水面水産資源種苗生産施設等の整備 内水面資源調査、ウナギ養殖業者の指導等

## 6 漁場環境及び生態系の保全

- (1) 赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害防止のため、広域モニタリング体制の確立、発生メカニズムの解明、予察技術や防御技術の開発、プランクトン同定研修会の開催、赤潮広域分布情報システムの高度化等を実施するとともに、栄養塩類等の水質環境が低次生産生物に及ぼす影響を解明するための研究を実施した。また、赤潮・貧酸素水塊の発生・動向及び栄養塩類等の動向を把握するための連続観測できる自動観測ブイの技術開発及び、養殖ノリの色落ち被害軽減のための適切な栄養塩類供給手法の開発に対し助成を行った。
- (2) 原因者不明の油濁事故による漁業被害の救済と漁場の保全を図るため（公財）海と渚環境美化・油濁対策機構が実施する救済事業等（防除清掃事業、審査認定事業、油濁被害防止対策事業）に対し助成した。
- (3) ワシントン条約等の環境関連条約に関する国際議論の動向、国際会議での提案の背景・妥当性等について詳細に調査・分析し、それらが与える漁業活動への影響等の評価及び我が国の国際的な対応体制について検討した。また、既存の国際的措置に対応した国内の管理体制の検討及び普及啓発等を実施した。
- (4) ワシントン条約の附属書I掲載種である海亀類について、我が国沿岸の定置網における混獲の実態調査を実施し、混獲死亡の低減を図るため、映像・音響機器により海亀の定置網内における行動を分析した。また、海亀混獲防止手法の開発及び検証を行い、海亀の脱出効率や定置網の操業に与える影響に関するデータを収集した。
- (5) 大型クラゲ、トド等の有害生物による漁業被害防止対策として、大型クラゲ発生水域での日中韓による国際共同調査、有害生物の生態把握調査、

出現状況調査及び情報提供、駆除、陸上処理、トドの効果的な追い払い方法及びトド被害軽減のための強化刺し網の実証試験等を実施した。

- (6) 貧酸素水塊の発生、浮泥の堆積や有害生物の発生等により漁場環境の悪化している有明海において、沿岸各地の様々な特性に対応し、かつ、漁業者等が漁船や漁具等も有効に活用して実施することができる漁場環境の改善・維持のための手法の開発を、漁業者が参加した実証事業をとおして行った。また、小型無人ヘリコプターを利用して、アサリ資源に影響を与えるホトトギス貝の分布状況を把握する手法の開発を行った。
- (7) 漂流・漂着ゴミ対策のため、漁業系資材のリサイクル技術の普及・コンサルティング等を行う民間団体に対し助成を行った。
- (8) 多種多様な生物の産卵・生育の場であるとともに、有機物の分解等の物質循環を担う場である藻場・干潟の漁場環境や生物多様性を維持・向上させるため、現場で活用できる簡易な生物多様性評価手法の開発を行った。

## 7 資源管理・収入安定対策

漁業生産量の減少や漁業経営の悪化等、我が国水産業をめぐる状況が厳しい中で、国民への水産物の安定供給を確保するためには、適切な資源管理と漁業経営の安定をともに実現していくことが必要となっている。

このため、漁業経営安定対策として位置づけられている本事業において、漁業共済・積立ぶらすを活用し、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象として、漁業者の収入額が減少した場合に減収補填を行う「資源管理・収入安定対策」を実施した。

## 8 コスト対策

漁業・養殖業は支出に占める燃料費・配合飼料費の割合が高く、燃油や配合飼料価格の変動が経営に大きな影響を与えることから、経営の体质強化を基本としつつも、これと併せて価格の急上昇による経営環境への影響を緩和するセーフティーネットの構築を図ることが、経営の安定と水産物の安定供給を図る上での課題となっている。

このため、漁業経営に大きな影響を与える燃油等の価格高騰に備えた「コスト対策」として、漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料の価格がそ

れぞれ一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業を実施した。

## 第3節 増養殖対策

### 1 栽培漁業振興対策

栽培漁業は、沿岸水産資源の維持増大施策の重要な柱として、昭和38年度、瀬戸内海に国の栽培漁業センターが設置され、主に種苗生産、放流等の栽培漁業の技術開発が実施してきた。その後、国の技術開発の成果をもとに種苗生産を行う県営栽培漁業センターが整備された。

平成15年には、社団法人日本栽培漁業協会の廃止により、栽培漁業の技術開発は独立行政法人水産総合研究センターが、推進は社団法人全国豊かな海づくり推進協会が実施することとなった。平成18年度には、三位一体改革の方針に基づく税源移譲により、都道府県が自動的に栽培漁業を推進していくこととなった。また、平成22年度には、県域を越えて連携する組織として、全国6海域において「海域栽培漁業推進協議会」が設立された。

平成28年度は、複数県に跨がって移動するトラフグやヒラメ等の広域種について、資源管理と連携した集中的な種苗放流や「海域栽培漁業推進協議会」により策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）」に基づいた県域を越えた適地放流による資源増大の効果実証に対し支援を行った。

また、東日本大震災からの復興に向けて、被災した種苗生産施設の復旧・整備や被災県の種苗生産体制が整うまでの間、他海域の種苗生産施設等からの種苗の導入等により必要な種苗を確保するための取組について支援を行った。

表9 平成28年度栽培漁業関連予算

(単位:千円)

国立研究開発法人水産総合研究センター 試験研究・技術開発勘定運営費交付金	15,096,789の内数
施設整備費補助金	410,824の内数
強い水産業づくり交付金	4,100,000の内数
うち、資源回復支援施設の整備	
水産業競争力強化緊急施設整備事業	6,100,000の内数
うち、資源回復支援施設の整備	
広域種資源造成型栽培漁業推進事業	90,620
復興対策	
水産業共同利用施設復旧整備事業費	
被災海域における種苗放流支援事業費	3,584,782の内数
	1,071,639

## 2 海面養殖業の振興対策

我が国の海面養殖業は、水産物に対する国民のニーズの高度化・多様化に対応して発展を続け、海面漁業全体の生産額の約3割を占めるまでに成長しており、地域によっては中心的な産業になっている。

しかしながら、近年は供給過剰等により多くの養殖水産物で価格の低迷が見られ、また、世界的な魚粉需要の増加等により飼料の価格が高騰する等、海面養殖業は厳しい情勢に直面している。このような情勢を克服し、海面養殖業が水産物の安定供給と漁村地域の振興に貢献し続けるために、国民の信頼を受けつつ海面養殖業を持続的に推進できる体制づくりが必要である。

こうした状況を踏まえ、水産行政としては各種の対策を講じているところである。

平成28年度は、安全・安心で良質な養殖水産物を安定的に供給するため、低魚粉配合飼料の導入などにより実際の養殖規模でのコスト抑制技術の実証試験を行った。また、クロマグロ養殖のコスト削減と安定的に生産をするため、消化吸収特性等を網羅的に解析する技術を用いて、成長に必要な栄養成分等を特定することで、高機能、高効率の飼料作製の技術開発を行った。そのほか、陸上養殖のコスト低減を図るための技術開発を行った。

このほか、需給のバランスが崩れやすく、価格の乱高下を招きやすいブリ類、マダイについて、生産数量ガイドラインを制定し、個々の養殖業者が自主的に需要に見合った生産を行うための目安となる生産目標数量を提示した。

## 第4節 漁業の担い手確保・育成対策

### 1 漁業労働力の確保等

平成27年現在の我が国の漁業就業者は、16万20人となっており、この10年間で25%減少した。また、年齢階層別にみると65歳以上の高齢者の割合は全体の37%、60歳以上にあっては49%と高齢化が進行している。このような現状に対応するため、水産基本計画に基づき、都道府県及び民間団体が有機的な連携を図りつつ将来の漁業生産を担う若い意欲的な人材の確保・育成を推進し、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、次の事業について助成した。

#### (1) 新規漁業就業者総合支援事業

漁業への新規就業・新規参入を促進するため、経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターによる、漁業への就業に向け漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の交付や就業情報の提供や就業相談会の開催、漁業現場での長期研修（最長3年間）等の漁業就業希望者の段階に応じたきめ細やかな取り組みを支援した。

#### (2) 福祉対策事業

漁村地域の福祉向上のため全国共済水産業協同組合連合会が昭和56年度から発足させた漁業者老齢福祉共済事業の推進等を支援した。

#### (3) 安全な漁業労働環境確保事業

漁船海難等の未然防止を図るために、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センターによる安全な漁業労働環境の向上に関する知識の普及等を図るための取組を支援した。

#### (4) 漁村女性地域実践活動促進事業

漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるためには、意欲ある女性が中心となり、様々な活動を展開していくことが効果的である。

このため、全国漁業協同組合連合会が行う漁村女性や女性漁業者が中心となって取り組む地域の実践活動に必要な知識・技術等を習得するための研修会や取組の成果を公表し優良事例の横展開を図るための成果発表会の開催等を支援するとともに、漁村女性等が中心となって結成されたグループが各地域で取り組む特産品の加工開発、直売所や食堂の経営等意欲的な実践活動を支援した。

## 2 水産業改良普及事業

沿岸漁業における生産性の向上や漁家経営の改善等の課題解決、資源管理等国の重要施策の現場展開については、地域の特性に応じて実施することが重要である。一方で、水産業改良普及事業は国と道府県による協同事業として実施していることから、組織体制の整備強化や普及指導員の資質向上を図ることにより、水産行政に即応した全国的に統一ある普及活動を行うことが緊要である。

このため、道府県に対し水産業改良普及事業の運営に要する基礎的経費を交付金として交付し、普及指導員が沿岸漁業者等と直に接して行う普及活動の推進、先進的な漁業者への相談・支援体制の整備、普及と研究・教育・行政の連携による普及事業の強化等を支援した。

## 3 国立研究開発法人水産研究・教育機構

平成28年4月1日に旧国立研究開発法人水産総合研究センターと旧独立行政法人水産大学校が統合され、新たに国立研究開発法人水産研究・教育機構が発足した。

平成28年4月1日から第4期中長期計画が開始され、人材育成業務については、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展に資するため、水産に関連する分野を担う有為な人材を供給するための取組の強化に努めた。これらの業務実施に要する経費について28年度は運営費交付金173億4,930万2千円（研究開発業務を含む機関全体の経費）を交付した。

# 第5節 水産制度金融

## 1 概 况

平成28年度の漁業金融の状況をみると、平成29年3月末現在の全金融機関の総貸出残高は9,948億円となり、前年同期に比べ167億円（1.2%）の減少となった。

これを漁業規模別にみると、中小沿岸漁業向けが9,528億円、大規模漁業向けが420億円で、中小沿岸漁業向けが大宗を占めている。

次に金融機関別にみると、系統金融機関が6,051億円で最も大きく、一般金融機関が2,500億円、政府系金融機関が1,397億円となっている。これを前年と比べると、系統金融機関は4.3%の減少、一般金融機関は前年並み、政府系金融機関は8.3%の増加となった。

構成比をみると、系統金融機関60.8%、一般金融機関25.1%、政府系金融機関14.0%となっている。

## 2 系 統 金 融

### (1) 貯 金

平成28年度における漁協貯金は、表10のとおり、平成29年3月末で7,936億円となり、前年同期に比べ83億円（1.1%）の増加となった。

### (2) 貸 出 金

平成28年度における漁協貸出金は、表10のとおり、平成29年3月末で1,481億円となり、前年同期に比べ24億円（1.6%）の増加となった。漁協の貯貸率については、前年同期に比べ0.1ポイント増加し、18.7%となった。なお、漁協・信漁連・農林中金で構成される系統金融機関の平成29年3月末の貸出金残高を、上部機関からの借入金を差し引いた純残高ベースでみると、合計6,051億円となり、前年同期に比べ207億円（3.3%）の減少となった。

表10 漁協貯金・漁協貸出率の推移

（単位：億円、%）

	27/3月末	28/3月末	29/3月末
漁協貯金（A）	8,083	7,853	7,936
漁協貸出金（B）	1,623	1,457	1,481
漁協の貯貸率B/A	20.1	18.6	18.7

## 3 一 般 金 融 機 関

銀行、信用金庫等一般金融機関の貸出状況は、表11のとおり、平成29年3月末で2,500億円であり、前年同期並みとなった。

表11 一般金融機関の漁業に対する貸付残高

（単位：億円、%）

	28/3月末	29/3月末	増加率
国内銀行銀行勘定	1,931	1,966	1.8
信託勘定	0	0	0
信用金庫	571	534	△6.5
計	2,502	2,500	△0.08

## 4 株式会社日本政策金融公庫資金

（旧：農林漁業金融公庫資金）

株式会社日本政策金融公庫は、平成20年10月1日に、

農林漁業金融公庫、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行が解体・統合して設立された政策金融機関で、旧農林漁業金融公庫の業務を引き継ぎ、農林漁業者に対し農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金の融通を行っている。

水産関係資金としては、漁業経営改善支援資金、漁船資金、水産加工資金等9資金（農林漁業共通の資金を含む。）がある。

平成28年度の貸付決定額は表12のとおりで、平成29年3月末で324億円、前年同期に比べ5億円（1.5%）の増加となった。

表12 日本政策金融公庫資金貸付決定状況

(単位：百万円、%)

資金名	27年度	28年度	28/27
漁業経営改善支援	14,541	18,243	125.5
中山間地域活性化	983	1,136	115.6
振興山村・過疎	-	-	-
漁業基盤整備	133	389	292.5
漁船	4,577	1,380	30.2
農林漁業施設	1,755	2,085	118.8
水産加工	8,039	6,863	85.4
漁業経営安定	107	-	-
農林漁業セーフティネット	1,809	2,335	129.1
計	31,944	32,430	101.5

注：単位未満四捨五入のため合計が合わないことがある。

## 5 漁業近代化資金等の制度資金

### (1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金制度は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的として昭和44年に創設され、漁業者等に対し、漁船資金を中心に長期かつ低利の施設資金等の融通を行ってきていた。

同資金については、国から農林中央金庫への補給契約分を除き、平成17年度より都道府県へ税源移譲されている。

平成28年度の融資実績は、平成29年3月末で350億円となっており、前年同期に比べほぼ同額となった。用途別にみると、前年度に比べ漁船が29億円増加、養殖用施設が7億円の減少、加工用施設が10億円減少、漁具等施設が28億円の減少、水産動植物の種苗購入・育成が15億円増加、共同利用施設が1億円の増加となった。

表13 漁業近代化資金の用途別融資額

(単位：百万円、%)

都道府県承認分	金額	構成比	
		27年度	28年度
漁船（20トン以上）	989	688	2.9 2.0
漁船（20トン未満）	13,389	16,584	38.3 47.4
養殖用施設	1,649	980	4.7 2.8
加工用施設	3,885	2,886	11.1 8.2
漁具等施設	6,343	3,528	18.1 10.1
水産動植物の種苗			
購入・育成	8,714	10,202	24.9 29.2
共同利用施設	16	120	0.0 0.3
計	34,985	34,988	100.0 100.0
国の直接利子補給分			
共同利用施設	-	-	-
合 計	34,985	34,988	100.0 100.0

### (2) その他の制度資金

その他制度資金融資・貸付状況については表14のとおりとなっており、主なものとして、漁業経営が困難となっている中小漁業者であって、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営再建計画の認定を受けた漁業者の固定化債務の整理を行い漁業経営の再建を図ることを目的として昭和51年度に創設した漁業経営維持安定資金がある。

なお、同資金については平成17年度より、国際規制関連経営安定資金については平成18年度よりそれぞれ都道府県へ税源移譲されている。（ただし、漁業者団体への直接助成は除く。）

また、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者に対し、低利の短期運転資金を融通し経営の改善の円滑な推進を図るために平成7年度に創設（平成23年度より、貸付対象者に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく総合化事業計画の認定を受けた漁業者を追加したが、平成28年度より対象から除外。）した漁業経営改善促進資金については、平成28年度に22億円の貸付極度額が設定されており、平成29年3月末で前年同期に比べ2億円（8.5%）減少した。

表14 その他制度資金融資・貸付状況

(単位：百万円)

資金名	27年度	28年度
漁業経営維持安定資金 (国の利子補給助成にかかる貸付額)	(650)	(260)
国際規制関連経営安定資金	0	0
漁業経営再建資金	-	-
漁業経営改善促進資金（極度額）	2,348	2,148
漁業経営高度化促進支援資金	(0)	(0)

注：（ ）は都道府県の利子補給金助成に係る貸付額である。

## 6 沿岸漁業改善資金

沿岸漁業改善資金制度は、沿岸漁業従事者等が経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的として自主的に近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式若しくは漁ろうの安全の確保等のための施設又は合理的な生活方式を導入することを促進し、及び青年漁業者等が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得や経営の基礎を形成することを助長するため、沿岸漁業従事者等に対する無利子資金の貸付を行う都道府県に対し、国がその資金造成に必要な資金の一部を助成する制度として昭和54年に創設された。

表15 沿岸漁業改善資金貸付状況

(単位：百万円)

	26年度	27年度	28年度
経営等改善資金	1,007	984	407
生活改善資金	3	1	3
青年漁業者等養成確保資金	188	112	62
合計	1,198	1,097	472
補助金交付額	5	5	-
対象都道府県	39県	39県	39県

## 7 中小漁業融資保証保険制度

中小漁業融資保証保険制度は、「中小漁業融資保証法」に基づき中小漁業者等に対する金融機関の貸付について漁業信用基金協会がその債務を保証し、その保証につき独立行政法人農林漁業信用基金が保険を行うものである。

平成28年度の保証状況をみると、年度中の保証額は747億円で前年比7.5%の減少となり、年度末保証残高は2,127億円で3.6%の減少となった。保証残高を金融機関別にみると、農中は対前年度比19.3%減、信漁連は3.9%減、漁協は0.6%減、銀行等は2.2%の増加となった。次に資金種類別にみると、漁業近代化資金は、前年比6.7%増、一般資金11.5%の減少となった。

なお、平成28年度中の代位弁済額は40億円で前年度比51.9%増となり、この結果単年度事故率は4.8%、累計事故率は3.5%となった。

## 第6節 水産業協同組合

### 1 水産業協同組合の現況

平成29年3月末現在における水産業協同組合は、単

位組合が2,417（沿海地区漁協960、内水面漁協815、業種別漁協95、漁業生産組合450、水産加工協97）、連合会が145（漁連106、信漁連29、水産加工連9、共水連1）、うち全国段階連合会が8となっている。

### 2 漁協系統をめぐる状況

水産業においては、漁船の高船齢化、漁業者の減少・高齢化の進行など水産物の生産体制が脆弱化している。これに伴い、漁協系統についても組合員の減少や経済事業の取扱量の減少等により、経営環境は厳しい状況にある。

このような状況から、国際競争力のある漁業者の育成とこれを担う人材の確保が重要な課題となっている。このような人材を効率的かつ安定的な漁業経営体へ育成し、支援等を行うためのサポートが重要であり、漁協系統に期待される役割は大きなものとなっている。

しかしながら、漁協系統においては多額の繰越欠損金をかかえる漁協が多く、平成18年度には漁協全体で450億円超となっており、繰越欠損金を解消させ漁協系統の組織・事業基盤を強化させることが急務となっていた。

このため、平成20年度から漁協の繰越欠損金を解消するための経営改善策を行い、漁協が経営の改善・基盤強化のために借り入れる資金の利子助成等を行い、平成27年度末には繰越欠損金が205億円と平成18年度の半分以下に減少した。

## 第7節 水産物の流通加工・需給・消費対策

### 1 水産物の需給・価格動向

平成28年（1月～12月）における我が国の漁業・養殖業の総生産量は431万2千t（第1報）で、前年より8%減少した。

魚種別には、ます、むろあじ類、くるまえび等が増加し、するめいか、あさり類、おきあみ類等が減少した。

平成28年の産地価格は、前年に比べ、するめいか（生）は101%、するめいか（冷）近海は70%、あかい（冷）は51%上昇した。

また、きはだ（生）は27%、むろあじは24%、ずわいがには20%下降した。

平成28年の消費地価格（東京都中央卸売市場における主要魚種（生鮮））は、前年に比べ、するめいかは

34%、ぶりは18%、またい(養殖)、ひらめ(国内)は14%上昇した。

また、ますは30%、かたくちいわしは16%、にしんは12%下降した。

## 2 水産物の流通対策

### 国産水産物流通促進事業

国産水産物の川上(産地)から川下(消費地)までの流通の目詰まりを解消し、消費者ニーズに対応するため、産地情報等の共有化、流通の各段階への個別指導、加工機器整備等の支援を実施した。

## 3 水産加工業対策

### (1) 概況

水産加工品の生産量(以下使用する数値は、陸上加工のみ)は、原料魚の供給や需要の推移によって左右されるところが大きい。平成28年の水産加工品生産量(生鮮冷凍水産物を除く。)は163万347t、生鮮冷凍水産物の生産量は140万1,661tで、前年に比べそれぞれ3%減少し、1%減少した。

#### ア ねり製品

ねり製品の生産量は51万4,397tで、前年に比べ3%(15,740t)減少した。このうち、かまぼこ類は45万4,821tで、前年に比べ3%(15,742t)減少し、魚肉ハム・ソーセージ類は5万9,576tで、前年並み(2t増加)となった。

#### イ 冷凍食品

冷凍食品の生産量は25万3,851tで、前年に比べ2%(4,630t)減少した。このうち、水産物調理食品は12万6,544tで、魚介類(切り身、むきえび等の加工品)は12万7,307t、前年に比べそれぞれ2%(1,960t)減少し、2%(2,670t)減少した。

#### ウ 乾製品

乾製品の生産量は22万4,042tで、前年に比べ7%(17,424t)減少した。このうち、素干し品は1万1,489t、塩干品は15万6,310tで、前年に比べそれぞれ15%(2,069t)、5%(8,256t)減少し、煮干し品は5万6,243tで、前年に比べ11%(7,099t)減少した。

#### エ 塩蔵品

塩蔵品の生産量は17万1,171tで、前年に比べ7%(13,484t)減少した。このうち、さばは3万7,622t、さけ・ますは8万4,774tで、前年に比べそれぞれ15%(6,733t)減少し、3%(2,813t)

減少した。

#### オ くん製品

くん製品の生産量は7,304tで、前年に比べ13%(829t)増加した。

#### カ 節製品

節製品の生産量は8万1,523tで、前年に比べ3%(2,310t)減少した。このうち、節類は5万1,842t、けずり節は2万9,681tで、前年に比べそれぞれ3%(1,475t)減少し、3%(835t)減少した。

#### キ その他の食用加工品

その他の食用加工品の生産量は37万8,059tで、前年並み(1,523t増加)となった。このうち、塩辛類は1万6,177t、調味加工品は22万5,545tで、前年に比べそれぞれ17%(3,372t)減少し、3%(7,233t)減少した。

#### ク 生鮮冷凍水産物

生鮮冷凍水産物の生産量は140万1,661tで、前年に比べ1%(1万4,567t)減少した。このうち、いわし類は38万1,506t、さば類は41万327t、さんまは8万4,626tで、前年に比べそれぞれ16%、8%、6%増加したが、いか類は3万5,273t、さけ・ます類は8万3,781tで、前年に比べそれぞれ40%、19%減少した。

### (2) 主な水産加工業対策

ア 水産物の輸出に当たっては、輸出先国が求める衛生管理基準等を満たす必要があることから、水産加工業者が行う輸出先国のHACCP基準を満たす水産加工施設への改修等について平成28年度補正予算により支援を行った。

イ 水産加工業者等を対象に民間団体が実施するHACCP手法導入のための講習会の開催や技術指導等に対する支援を行った。

ウ 平成26年10月より、水産庁でも水産加工施設の対EU・HACCP認定業務を開始し、平成29年3月末までに14施設を認定した。

## 4 水産物の需給安定対策

### (1) 需給変動調整事業

漁業経営の安定と国民に対する水産物の安定供給を図るため、漁業者団体等が水揚げ集中による価格低落時に漁業者から水産物を買い取り、一定期間保管した後、漁期外に水産加工業者等へ販売する調整保管の取組を支援した。

### (2) 水産加工業経営改善支援事業

近年、著しい気候変動の影響を受け国産水産物の水

揚げ時期・水揚げ場所等の変動が激化する中、水産加工業者の経営安定及び水産物の安定供給を図るため、経営改善に取り組む水産加工業者による国産加工原料の確保を支援した。

### (3) 水産物流通情報発信・分析事業

漁業経営の安定と水産物の安定供給を図るために、水産物の需給・価格の動向に関する情報を的確に把握し、水産関係者等に広く情報発信するとともに、水産加工業経営実態調査を実施した。

## 5 水産エコラベルの推進

我が国発の水産エコラベル認証の国際標準化に向けて、その認証取得、講習会の開催、普及指導員の育成並びに国内外事業者及び消費者等に向けての水産資源情報の提供体制の整備について平成28年度補正予算により支援を行った。

## 6 水産物の輸出入

### (1) 輸出入の概況

#### ア 輸出

平成28年の水産物総輸出額は、前年比で4.2%減少し、2,640億4,773万円であった。(表16)。

また、輸出額全体に占める割合を輸出先別にみると、香港(30%)が最も大きく、次いで中国(16%)、米国(13%)、台湾(6.9%)、ベトナム(6.4%)と続いている。

表16 平成28年水産物輸出実績（輸出額上位5品目）

(順位) 品目名	トン 〔千枚〕	百万円 〔千ドル〕
総計	537,187 [14,620]	264,048 (2,434,161)
(1) ほたて貝 (活性冷凍塩乾)	62,301	54,834 (509,525)
(2) 真珠 (真珠及び真珠製品)	45,735	32,942 (306,381)
(3) さば (生冷凍)	210,675	17,986 (162,635)
(4) ぶり (生冷凍)	8,036	13,473 (123,869)
(5) ほたて貝調製品	2,070	12,836 (117,189)

#### イ 輸入

平成28年の水産物の総輸入額は、1兆5,978億6,580万円で、前年より6.9%減少した。

輸入額が増加した主な品目は、うなぎ(活)(17%増加)等であり、逆に減少した品目は、たら類

(14%減少)等である。

表17 平成28年水産物輸入実績（輸入額上位5品目）

(順位) 品目名	トン	百万円 〔千ドル〕
総計	2,380,732	1,597,866 (14,703,590)
(1) えび (活・生・冷・凍)	167,380	198,730 (1,838,105)
(2) まぐろ・かじき類 (生・冷・凍)	223,095	191,519 (1,754,818)
(3) さけ・ます類 (生・冷・凍)	230,149	179,534 (1,642,287)
(4) えび調製品	59,877	69,447 (639,153)
(5) かに (活・生・冷・凍)	36,495	65,529 (607,709)

### (2) 水産物の非自由化品目

我が国では、沿岸・沖合漁業の主要対象種等について、無秩序な輸入により国内の漁業生産及び需給に悪影響が生じないように、また、我が国周辺水域の資源管理措置を補完するため輸入割当制度を実施している。輸入割当品目は次のとおりである。

- ・活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのさば、あじ、いわし、たら、すけとうだら、にしん、さんま及びぶり、並びにこれらの魚類のフィレ及び他の魚肉、フィッシュミール。
- ・煮干し。
- ・冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのたらの卵。
- ・活、生鮮、冷蔵、冷凍、乾燥、塩蔵、塩水漬けのほたて貝、貝柱及びいか(もんごういかを除く)。
- ・食用ののり及びこんぶ、並びにこれらの調製食料品。

## 7 水産物の流通加工関連予算

「2 水産物の流通対策」から「4 水産物の需給安定対策」に関連する平成28年度補助金等は表18のとおり。

表18 平成28年度補助金等

(単位:千円)

水産物流通情報発信・分析事業	78,987
需給変動調整事業	302,198
HACCP対応のための施設改修等支援事業	2,000,000
国産水産物流通促進事業	752,313
水産加工業経営改善支援事業	95,564

## 第8節 漁業保険制度

### 1 漁船損害等補償制度

#### (1) 概 惑

漁船損害等補償制度は、漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生による損害を補填することを目的とした制度であり、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく漁船保険（普通保険及び特殊保険）、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険並びに漁船乗組員給与保険法（昭和27年法律第212号）に基づく漁船乗組員給与保険から構成される。

これらの保険の元受は漁船保険組合が行っている。このうち特殊保険及び漁船乗組員給与保険については、国が漁船保険組合へ再保険を行っており、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険、漁船積荷保険及び任意保険については、漁船保険中央会が漁船保険組合へ再保険を行い、更に、漁船保険中央会が行う普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険の一部について国が再保険を行っている。

#### (2) 漁船保険等事業

##### ア 漁船保険

この保険は、漁船につき、滅失、沈没、損傷その他の事故により生じた損害を填補するものであり、戦乱等による事故以外の事故（普通保険事故）により生じた損害を填補する普通保険と、戦乱等による事故により生じた損害を填補する特殊保険がある。更に、普通保険には、普通保険事故により生じた損害を填補する普通損害保険と、これとともに保険期間が満了した場合に保険金額相当の保険金を支払う満期保険がある。

##### (イ) 普通保険

###### a 普通保険の加入状況

平成28年度において普通保険に加入した漁船は、16万7,711隻、77万2,317tである。このうち普通損害保険の加入隻数は16万6,716隻で、満期保険の加入は（継続分を含む）995隻である。

加入隻数を前年度に比べると総隻数では2,754隻減となっており、20t未満階層（無動力船含む。）では2,730隻（1.6%）減少し、20t以上階層では24隻（2.0%）減少している。t数階層別に普通保険の構成比を見ると動力漁船では、5t未満が85.9%を占めており以下5~19t

は13.3%、20~49tは0.1%、50~99tは0.2%、100~999tは0.5%となっており、無動力漁船は0.2%である。

次に、平成28年12月31日現在の在籍漁船数と加入隻数を対比した隻数加入率をみると、加入総隻数では、68.9%の加入率となっており、このうち動力漁船では、5t未満は68.1%、5~19tは91.7%、20~49tは97.5%、50~99tは96.2%、100~999tは87.6%となっており、無動力漁船は4.2%であった。

また、保険価額に対する保険金額の割合すなわち付保率は、動力漁船では5t未満96.6%、5~19tは95.8%、20~49tは98.7%、50~99tは96.1%、100~999tは91.7%、動力漁船総数では95.1%、無動力漁船では97.7%を示しており、これらの保険金額は1兆197億円であつて、前年度に比べて34億円の増を示している。

###### b 保険事故

平成28年度において保険金を支払った普通保険事故は28,711件、支払保険金は95億3,805万円であり、前年比22.6%の減となった。

###### c 漁具特約の引受及び事故

漁船に属する漁具については、特約がある場合のみ、その属する漁船とともに保険の目的とし得ることとなっており、普通保険においては、漁船とともに全損した場合に限り填補することとなっている。

平成28年度において、漁具特約の引受件数は（特殊保険を含む）は420件で、保険金額は25億4,679万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、1件1,357万円であった。

###### (イ) 特殊保険

平成28年度の保険契約件数は235件で、保険金額は456億4,065万円であり、その内訳は北部漁場227件438億2,065万円、南部漁場8件18億2,000万円であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

###### イ 漁船船主責任保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者が、当該漁船の運航に伴って生じた費用で、自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴って生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害を填補する基本損害、当該漁船の利用者の死亡等につき、自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害等を填補する乗客損害、

並びに当該漁船の乗組員の死亡等につき、労働協約等に基づき一定の金額を支払うことによる損害を填補する人命損害がある。

平成28年度の保険契約隻数は、基本損害166,236隻、乗客損害15,810隻、人命損害14,039隻で、保険金額はそれぞれ88兆8,047億4,000万円、5兆6,922億6,000万円、465億5,450万円であり、純保険料はそれぞれ24億412万円、2億6,387万円、5,135万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、基本損害1,186件13億5,485万円、乗客損害37件7,137万円、人命損害12件2,332万円であった。

#### ウ 漁船乗組船主保険

この保険は、漁船の所有者又は使用者であって、当該漁船の乗組員であるものにつき、当該漁船の運航に伴って死亡等の事故が生じた場合に一定の金額を支払うものである。

平成28年度の保険契約隻数は28,834隻で、保険金額は556億8,450万円であり、純保険料は5,361万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、26件3,387万円であった。

#### エ 漁船積荷保険

この保険は、漁船に積載した漁獲物等に生じた損害（戦乱等によるものを除く）を填補するものである。

平成28年度の保険契約隻数は477隻で、保険金額は518億2,362万円であり、純保険料は1億615万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、6件2,987万円であった。

#### オ 任意保険

この保険は、①漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害を填補する転載積荷保険と、②スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（プレジャーボート）の運航に伴い当該船舶の所有者等が負担する賠償責任に基づく賠償等による損害を填補するプレジャーボート責任保険の2種類がある。

平成28年度の保険契約隻数は、転載積荷保険43隻、プレジャーボート責任保険17,732隻で、保険金額はそれぞれ35億2,105万円、5兆2,014億2,500万円であり、純保険料額はそれぞれ563万円、1億4,604万円であった。

なお、保険金を支払ったものは、プレジャーボート責任保険218件4,920万円であり、転載積荷保険の

支払いはなかった。

#### カ 漁船乗組員給与保険

この保険は、漁船の乗組員が抑留された場合における給与を保障するため、保険に加入する事業主が乗組員に支払うべき給与に代えて保険金を支給するものである。

平成28年度の保険契約件数は165件で、その内訳は北部漁場165件であった。

なお、保険金を支払ったものはなかった。

#### (3) 財政措置

国の財政措置として、漁船損害等補償法に基づき、漁船保険に加入する漁船所有者等が支払う保険料の一部の国庫負担等を行っている。平成28年度における保険料国庫負担額は73億9,637万円であった。

また、漁船保険組合に対し、事業実施に必要な経費について4億6,281万円の助成を行った。

## 2 漁業災害補償制度

#### (1) 概況

漁業災害補償制度は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業協同組合等の協同組織を基盤とする漁業共済団体（漁業共済組合及び同連合会）が行う漁業共済事業及び漁業再共済事業並びに政府が行う漁業共済保険事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故によって受ける損失を補填するために必要な給付を行い、中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とするものである。

近年の我が国水産業を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況の悪化、漁業就業者の減少・高齢化など依然として厳しく、漁業経営は困難な現状におかれており、経営安定に漁業共済の果たす役割はますます重要となっている。

このような中で、平成28年度の加入状況は、加入件数58,251件、共済金額5,997億2,107万円、純共済掛金230億6,606万円であった。この加入実績は、共済金額の前年度実績5,688億7,478万円に対し5.4%増（308億円増）となり、過去最高を記録した。この内訳は、漁獲共済が前年度比5.5%増（172億円増）、養殖共済が前年度比3.9%増（62億円増）、特定養殖共済が前年度比7.5%増（64億円増）、漁業施設共済は前年度比7.1%増（11億円増）となっている。

なお、平成26年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数7,075件、支払共済金107億

3,412万円であり、また、平成27年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数7,045件、支払共済金120億902万円であった。

#### (2) 漁業共済事業

##### ア 漁獲共済

この共済は、漁業者の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額（過去一定年間の漁獲金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合の損失について共済金を支払う事業である。

平成28年度の契約件数は、14,482件と前年度の14,498件に比べ減少し、共済金額では、3,282億6,253万円と前年度3,110億9,804万円に比べ5.5%の増加となった。

なお、平成26年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数4,453件、支払共済金79億2,372万円であり、また、平成27年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数3,692件、支払共済金70億2,762万円であった。

##### イ 養殖共済

この共済は、養殖中の水産動植物が、台風や津波、赤潮等の災害により死亡、流失した等の損害について共済金を支払う事業である。

平成28年度の契約件数は、5,601件と前年度の5,669件に比べ減少し、共済金額では、1,630億5,004万円と前年度1,568億7,130万円に比べ3.9%の増加となった。

なお、平成26年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数863件、支払共済金17億6,755万円であり、また、平成27年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数884件、支払共済金20億8,539万円であった。

##### ウ 特定養殖共済

この共済は、特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額が共済限度額（過去一定年間の生産金額を基準として漁業者ごとに定める一定額）に達しない場合で、かつ、その生産数量が一定の数量に達しなかった場合の損失について共済金を支払う事業である。

平成28年度の契約件数は、8,321件と前年度の8,335件に比べ減少し、共済金額では、921億765万円と前年度856億8,990万円に比べ7.5%の増加となった。

なお、平成26年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数1,507件、支払共済金9億3,099万円であり、また、平成27年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数

1,242件、支払共済金15億5,922万円であった。

##### エ 漁業施設共済

この共済は、供用中の養殖施設又は漁具の流失、損壊等の事故による損害について共済金を支払う事業である。

平成28年度の加入件数は、29,847件と前年度30,551件に比べ減少し、共済金額では、163億85万円と前年度152億1,554万円に比べ7.1%の増加となった。

なお、平成26年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数252件、支払共済金1億1,187万円であり、平成27年度契約分に係る支払状況は、平成29年3月末現在で支払件数1,227件、支払共済金13億3,680万円であった。

#### (3) 財政措置

国の財政措置として、漁業災害補償法に基づき、漁業共済に加入する中小漁業者が支払う共済掛金の一部の国庫補助等を行っている。

平成28年度における共済掛金国庫補助額は87億3,504万円であった。

また、漁業共済組合及び同連合会に対して、事業実施に必要な経費について3億8,674万円の助成を行った。

## 第9節 漁船漁業

### 1 底びき網漁業

**概要：**沖合底びき網漁業は15t以上の動力漁船により底びき網を使用し、おおむね北緯25度以北、東経153度以西、東経128度30分（一部128度）以東の太平洋、オホーツク海及び日本海で行う漁業である。操業区域は40以上に細分化されており、操業は資源保護上及び漁業調整上の厳しい制限の下に、主に自県沖を中心に行われている。

**許認可隻数：**平成29年1月1日現在で339隻であった。

**船型：**4つのトン数階層区分に分かれるが、新トン40t未満階層が128隻と最も多くなっている。

**漁法：**かけまわし、オッタートロール及び2そうびきであり、オッタートロールは北海道周辺及び宮城～千葉までの沖合で操業しており、2そうびきは岩手の一部、太平洋南海区及び島根～山口で操業している。北海道及びその他の海域においては主としてかけまわしによる操業が行われている。

**漁獲量：**平成28年は20万9千tで前年に比べ約3万

8千t減少した。魚種別にはすけとうだら9万7千t、まだら2万3千t、するめいか1万3千tとなっている。

小型底びき網漁業は総トン数15t未満の動力漁船により底びき網を使用して営む漁業であり、地先沿岸を漁場とするものから沖合域を漁場とするものまで地域により多様であって、沿岸漁業の中においては、釣、延縄とともに代表的な地位を占めている。本漁業については、農林水産大臣の告示により、都道府県知事が許可することができる隻数の最高限度を定めている。また、海域によっては船舶の総トン数若しくは馬力数の最高限度を定めることができることとなっているほか、漁具漁法についても漁獲効率が高い2そうびき漁法、網口開口板等の使用を農林水産大臣が特に定める海域以外は禁止している。本漁業の平成29年1月現在の許可総枠隻数は約2万2千隻である。平成28年の漁獲量は30万2千tで前年に比べ約2万6千t減少した。漁獲物はひらめ、かれい類、えび類の中高級魚が多く、生鮮、そう菜物として利用されている。なお、漁獲量のうち23万2千tは、北海道のほたてがいである。

遠洋底びき網漁業の平成29年1月1日現在の許認可隻数は7隻となっている。各水域における操業の概況は以下のとおりであった。

#### (1) 北西大西洋水域 (NAFO水域)

カラスガレイ、アカウオ等を対象として1隻が操業。平成21年以降、日本漁船の操業がない状況が続いていたが、平成28年より操業を再開した。

#### (2) 天皇海山水域

キンメダイ、クサカリツボダイを対象として4隻が操業。

#### (3) インド洋

キンメダイを対象として2隻が操業。

## 2 まき網漁業

総トン数40t（北海道恵山岬灯台から青森県尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、同中心点から尻屋崎灯台に至る直線のうち同中心点から同直線と青森県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から最大高潮時海岸線を千葉県野島崎灯台正南の線と同海岸線との交点に至る線及び同点正南の線から成る線以東の太平洋の海域にあっては、総トン数15t）以上の動力漁船によりまき網を使用して行う大中型まき網漁業の平成29年1月1日現在の許認可隻数は、129隻であった。また5t以上40t未満（北部太平洋海域においては15t未満）の中型まき網漁業

の大中枠付隻数は、平成29年1月1日現在で496隻となっている。平成28年におけるまき網漁業の漁獲量は約130万t（うち大中型まき網漁業約84万t）で、前年より約12万t減少した。

## 3 かつお・まぐろ漁業

総トン数10t以上の漁船によって営まれる本漁業は、その漁船の規模により近海かつお・まぐろ漁業(10t以上120t未満)及び遠洋かつお・まぐろ漁業(120t以上)に分けられる。

これらの許認可船の隻数は、平成29年3月31日現在総数607隻となっている。

主漁場は、公海及び外国のEEZであるが、資源の悪化による地域漁業管理機関における漁獲枠削減や入漁協定において沿岸国の人漁条件が厳しくなっていることなどにより漁業機会の確保が厳しくなってきていく。

## 表19 かつお・まぐろ漁業

### (1) かつお・まぐろ漁業許認可隻数

(平成29年3月31日現在)

遠洋かつお・まぐろ漁業	274隻
近海かつお・まぐろ漁業	333隻
合計	607隻

### (2) かつお・まぐろ漁業の漁獲量

(平成28年、かつこ内は前年)

まぐろはえなわ漁業	118千t(141千t)
かつお一本釣り漁業	80千t(87千t)
合計	198千t(228千t)

## 4 さけ・ます漁業

平成28年度のさけ・ます漁業については、日ロ漁業合同委員会第32回会議及び政府間協議の結果を受け、日本200海里内においては2,050tの漁獲割当量となり、ロシア200海里内においては、調査船1隻を用いた曳き船による試験的な操業が行われた。

### (1) 中型さけ・ます流し網漁業

#### ア 太平洋海域

太平洋中型さけ・ます流し網漁業は、平成4年度からの公海操業の停止を受け、ロシア200海里内のみの操業となっていたが、平成27年6月に流し網漁を禁止するロシア連邦法が成立したため、平成28年1月以降ロシア水域における我が国さけ・ます流し網漁業が行い得なくなった。

#### イ 日本海海域

日本200海里内においては、採算性の面から出漁を見合せた。

#### (2) 太平洋小型さけ・ます流し網漁業

日本200海里内においては、2,050 t の漁獲割当量となり、45隻が4月10日から7月6日まで操業し、漁獲実績は1,421 t であった。ロシア200海里内においては、平成27年6月に流し網を禁止する連邦法が成立したため、平成28年1月以降ロシア水域における我が国さけ・ます流し網操業が行い得なくなった。

### 5 さんま漁業

さんま漁業は大きく分けて、総トン数10 t 以上の漁船により棒受網を使用してさんまを獲る指定漁業の北太平洋さんま漁業と10 t 未満の漁船により棒受網や刺網を使用する知事許可漁業がある。

このうち北太平洋さんま漁業の操業期間は、索餌のための北上群及び産卵のための南下魚群が形成される8月1日から12月31日までと限定されているため、さけ・ます流し網漁業等との兼業船も多い。また、さんまの漁場は海況の影響などによって年毎に変わると、大体、漁期初めの8月～9月は千島列島沖、8月～10月は道東沖、10～11月頃三陸沖に南下、11月～12月頃には房総半島沖まで南下、これに応じて主要水揚港も道東～三陸～房総等と推移する。

平成29年3月末現在の北太平洋さんま漁業の許認可隻数は175隻である。本漁業の平成28年の漁獲量は109,590 t であった。

### 6 ずわいがに漁業

日本海及びオホーツク海のずわいがには、主として沖合底びき網漁業、小型機船底びき網漁業及びかご漁業により漁獲されている。このうち、ずわいがにを漁獲目的とする10 t 以上船により行われる漁業（小型機船底びき網漁業及び沖合底びき網漁業を除く。）については、特定大臣許可漁業となっており、同漁業による採捕のみならず、沖合底びき網漁業・小型機船底びき網漁業も含めて、ずわいがにの禁漁期間、体長制限等が省令に規定されている。平成28年度の許可隻数は、かご漁船14隻であった。平成28年のずわいがにの全国漁獲量は約4千2百tで前年に比べ約2百t減少した。

### 7 いかつり漁業

いかつり漁業は大きく分けると船舶の総トン数により、その制度的扱いを異にしている。総トン数30 t 以上の動力漁船によりいか釣り漁業を営むものについては平成14年4月に「中型いかつり漁業」（我が国近海が主漁場）と「大型いかつり漁業」（海外が主漁場）を統合し、「いか釣り漁業」として指定漁業の業種に追加し、平成19年8月の許可等の一斉更新に際し、操業区域・規制ラインの見直し等を行った。

また、30 t 未満の漁船については、都道府県知事許可等であるが、するめいかを目的とする5 t 以上30 t 未満船は、平成10年から農林水産大臣の届出が必要となっている（小型するめいか釣り漁業）。

我が国近海で操業するいか釣り漁業（指定漁業）については、船団別に、日本海・太平洋を主漁場として、5月頃から1月頃にかけてスルメイカを漁獲する漁船、6月頃から10月頃に東シナ海でヤリイカを漁獲する漁船、1月頃から3月頃に太平洋側のアカイカを漁獲する漁船、5月頃から7月頃に北太平洋（東経170度以東）のアカイカを漁獲する漁船に大別できる。

平成29年3月末現在のいか釣り漁業の許認可隻数は92隻（うち旧大型いかつり漁業が9隻、旧中型いかつり漁業が83隻）であり、小型するめいか釣り漁業の届出隻数は2,451隻である。平成28年の近海いか釣り漁業の漁獲量は22,700 t、沿岸いか釣り漁業の漁獲量は34,600 t であった。

### 8 かじき等流し網漁業

かじき等流し網漁業は大目流し網漁業とも呼ばれ、かじき、かつお又はまぐろをとることを目的とした漁業であり、中型さけ・ます漁業、さんま漁業等との兼業がみられる。この漁業は三陸沖を中心に古くから行われ、国際環境の変化により平成元年8月に届出漁業とした。さらに、公海における操業は、平成4年12月末をもって停止となり、現在では、房総半島沖から北海道道東沖にかけた日本の排他的經濟水域を主漁場として継続して操業が行われている。

かじき等流し網漁業は、総トン数10 t 以上の漁船で大臣届出制となっているが、一方で各道県毎に知事許可又は海区委員会指示による承認が必要となっている。本漁業の平成28年の漁獲量は約3,500 t であった。